

## 社会福祉法人諏訪ノ森会理事、監事及び評議員の報酬等に関する規程

### (趣旨)

第1条 この規程は、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第45条の35第1項及び社会福祉法人諏訪ノ森会定款（以下「定款」という。）第8条及び第21条の規定に基づき、理事、監事及び評議員（以下「役員等」という。）の報酬等に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (報酬等の支給)

第2条 役員等に対しては、それぞれの役員等の勤務形態に応じて、次のとおり報酬等を支給するものとする。

- (1) 常勤の理事 報酬、賞与  
1) 1日7.5時間、週平均所定労働時間37.5時間勤務の常勤理事については、報酬、賞与の他に通勤手当を支給する。
- (2) 非常勤の理事 報酬
- (3) 非常勤の監事 報酬、監事監査実施報酬
- (4) 評議員 報酬
- (5) 当法人の職員を兼ね、職員給与を支給している者の役員報酬等については、支給しない。

### (報酬等の額の算定方法)

第3条 常勤の理事に対する報酬等の額は、次の各号に掲げる報酬等の区分に応じ、当該各号に定める額の範囲内で、評議員会において決定する。

- (1) 報酬 別表第1に定める額
- (2) 賞与 別表第2に定める算式により算出される額
- 2 非常勤の理事及び監事に対する報酬の額は、理事会等への出席1回につき10,000円とし、各年度の総額が12万円を超えない範囲とする。
- 3 非常勤の監事が監事監査を実施した場合の報酬の額は、1回につき20,000円とする。
- 4 評議員に対する報酬の額は、評議員会等への出席1回につき10,000円とする。ただし、定款第8条の規定に基づき、各年度の総額が12万円を超えない範囲とする。
- 5 常勤の理事に対する通勤手当については、社会福祉法人諏訪ノ森会職員賃金規定第30条の規定に準ずる。

### (報酬等の支給方法)

第4条 常勤の理事に対する報酬等の支給の時期は、次の各号に掲げる報酬等の区分に応じ、当該各号に定める時期とする。

- (1) 報酬及び通勤手当 毎月12日（ただし、当該日が日曜日、土曜日又は休日に当たるときは、社会福祉法人諏訪ノ森会職員賃金規定第7条の規定に準じて支給する。）
- (2) 賞与 毎年7月及び12月
- 2 非常勤の理事及び監事並びに評議員に対する報酬は、それぞれ理事会又は評議員会に出席した都度、支給する。
- 3 報酬等は、通貨をもって本人（死亡により退任した者の退職手当にあっては、その遺族）

以下同じ。)に支払う。ただし、本人から申し出があったときは、本人の指定する本人名義の金融機関の口座に振り込むことが出来る。

4 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。

(報酬の額の日割計算)

第5条 新たに常勤の理事に就任した者には、その日から報酬を支給する。

2 常勤の理事が退任し、又は解任された場合は、その日までの報酬を支給する。

3 月の途中に於いて就任し、又は退任し、若しくは解任された場合における報酬の額については、その月の総日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

4 第2項の規定にかかわらず、常勤の理事が死亡により退任した場合は、その月までの報酬を支給する。

(端数の処理)

第6条 この規程により、計算金額に1円未満の端数が生じたときには、次のとおり端数処理を行う。

(1) 50銭未満の端数については、これを切り捨てる。

(2) 50銭以上1円未満の端数については、これを1円に切り上げる。

(改廃)

第7条 この規程の改廃は、評議員会の決議を得て行う。

(委任)

第8条 この規程の施行に関し必要な事項は、理事会の決議を得て別に定める。

附 則

この規程は、平成29年6月15日から施行し、同年4月1日から適用する。

別表第1 (第3条関係)

役職名	月報酬の額	年報酬の総額
理事長	650,000円	9,200,000円を超えない額
常勤理事	350,000円	5,000,000円を超えない額

※この表は、職員が退職し、尚且つ常勤役員に選任されている場合に適用する。

別表第2 (第3条関係)

7月の賞与：報酬の月額×1

12月の賞与：報酬の月額×1